

各 位

会 社 名 株式会社ネットプロテクションズホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 柴田 紳
 (コード番号：7383 東証第一部)
 問合せ先 取締役 C F O 渡邊 一治
 TEL. 03-4530-9235

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021年11月11日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 4,000,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(2021年11月29日開催予定の取締役会で決定する予定である。)
- (3) 払込期日 2021年12月14日(火曜日)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2021年12月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。

①国内募集

発行価格での一般募集とし、大和証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、クレディ・スイス証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社、楽天証券株式会社、株式会社SBI証券及びマネックス証券株式会社を引受人として、国内募集分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本募集株式発行及び国内募集を中止する。国内募集が中止された場合には、海外募集も中止されるものとする。

②海外募集

海外募集については、Credit Suisse (Hong Kong) Limited、Daiwa Capital Markets Europe Limited 及び SMBC Nikko Capital Markets Limited を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外募集分

の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外募集が中止された場合には、国内募集も中止されるものとする。(海外募集における共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーの記載順はアルファベット順による。)

③ 国内募集、下記2.の引受人の買取引受による国内売出し及び下記3.のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は、大和証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、クレディ・スイス証券株式会社及びみずほ証券株式会社とする。

④ 本件募集、下記2.の引受人の買取引受による売出し及び下記3.のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、クレディ・スイス証券株式会社、大和証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社とする。(ジョイント・グローバル・コーディネーターの記載順はアルファベット順による。)

- | | | |
|------|--|--|
| (6) | 発 行 価 格 | 未 定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年12月6日に決定する予定である。) |
| (7) | 申 込 期 間
(国 内) | 2021年12月7日(火曜日)から
2021年12月10日(金曜日)まで |
| (8) | 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (9) | 株 式 受 渡 期 日 | 2021年12月15日(水曜日) |
| (10) | 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (11) | 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (12) | 前記各項のうち国内募集については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、下記2.の引受人の買取引受による売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止される。 | |

2. 引受人の買取引受による売出しの件

- | | | |
|-----|---------------------|--------------------|
| (1) | 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 40,560,000株 |
|-----|---------------------|--------------------|

かかる売出株式総数のうち、日本国内における売出し(以下、「引受人の買取引受による国内売出し」という。)に係る売出株式数は12,810,800株、米国及び欧州を中心とする海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における売出し(以下、「海外売出し」という。)に係る売出株式数は27,749,200株の予定であるが、その最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日(2021年12月6日)に決定される予定であり、その決定については当社代表取締役社長に一任する。売出株式総数については、今後変更される可能性がある。

- | | | |
|-----|---------------------|--|
| (2) | 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受による国内売出し |
| | | 投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号
5,853,500株 |
| | | AP Cayman Partners III-I, L.P.
3,705,800株 |
| | | AP Cayman Partners III, L.P.
2,001,800株 |
| | | Japan Fund V, L.P. |

アドバンテッジパートナーズ投資組合 67 号	517,000 株
柴田 紳	172,700 株
鈴木 史朗	400,000 株
	160,000 株

② 海外売出し

投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号	13,258,700 株
AP Cayman Partners III-I, L.P.	8,393,900 株
AP Cayman Partners III, L.P.	4,534,500 株
Japan Fund V, L.P.	1,171,000 株
アドバンテッジパートナーズ投資組合 67 号	391,100 株

(3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

① 引受人の買取引受による国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、大和証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、クレディ・スイス証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社、楽天証券株式会社、株式会社SBI証券及びマネックス証券株式会社を引受人として、国内売出し分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されるものとする。

② 海外売出し

海外売出しについては、Credit Suisse (Hong Kong) Limited、Daiwa Capital Markets Europe Limited 及び SMBC Nikko Capital Markets Limited を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外売出し分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出しも中止されるものとする。(海外売出しにおける共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーの記載順はアルファベット順による。)

(4) 売 出 価 格 未 定 (上記1.における発行価格と同一とする。)

(5) 申 込 期 間 (国 内) 上記1.における申込期間と同一とする。

(6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。

(7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一とする。

(8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。なお、引受価額は、上記1.における公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。

(9) 前記各項のほか、引受人の買取引受による売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後開催予定の取締役会において承認する。

(10) 前記各項のうち、引受人の買取引受による国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行が中止された場合には、本引受人の買取引受による売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 2,131,000株(売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しを全く行わない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2021年12月6日に決定される予定である。)
- (2) 売出人及び売出株式数 大和証券株式会社 2,131,000株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未 定(上記1.における発行価格と同一とする。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一とする。
- (8) 前記各項を除くほか、本オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の国内募集又は上記2.の引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募 集 株 式 数 普通株式 4,000,000株

(国内募集 1,400,000株、海外募集 2,600,000株)

最終的な内訳は、上記募集株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。

売 出 株 式 数 普通株式

引受人の買取引受による売出し 40,560,000株

(引受人の買取引受による国内売出し 12,810,800株、海外売出し 27,749,200株)

最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。

オーバーアロットメントによる売出し(*) 上限2,131,000株

(2) 需要の申告期間 2021年11月29日(月曜日)から
2021年12月3日(金曜日)まで

(3) 価 格 決 定 日 2021年12月6日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件による需要状況等を総合的に勘案した上で決定する。)

(4) 申 込 期 間 2021年12月7日(火曜日)から
2021年12月10日(金曜日)まで

(5) 払 込 期 日 2021年12月14日(火曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日 2021年12月15日(水曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主である投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅤ号、AP Cayman Partners III-I, L.P.、AP Cayman Partners III, L.P.、Japan Fund V, L.P.及びアドバンテッジパートナーズ投資組合67号（以下、「貸株人」という。）より借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、SMB C日興証券株式会社及びクレディ・スイス証券株式会社と協議のうえ、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で貸株人より追加的に取得する権利（以下「グリーンシュエーション」といいます。）を、2022年1月7日を行使期限として貸株人から付与される予定であります。

また、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日から2022年1月7日までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、SMB C日興証券株式会社及びクレディ・スイス証券株式会社と協議のうえ、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、貸株人からの借入株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、SMB C日興証券株式会社及びクレディ・スイス証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	92,447,000株
公募増資による増加株式数	4,000,000株
公募増資後の発行済株式総数	96,447,000株

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行による調達する手取概算額1,662百万円については、海外募集における手取概算額3,090百万円と併せて、全額を連結子会社である株式会社ネットプロテクションズへの投融資資金として充当する予定です。なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

投融資資金については、連結子会社である株式会社ネットプロテクションズにおけるソフトウェアシステム開発費用及びマーケティング費用に充当する予定です。

- ① 「NP後払い」及び「atone」のインターフェース統合やカスタマイズの効率化等の機能拡充のためのソフトウェア開発資金として、2,900百万円（2023年3月期：1,300百万円、2024年3月期：1,600百万円）
- ② 新規顧客獲得のためのセールス・マーケティング活動に係る広告宣伝費及び販売促進費として、残額を充当（2023年3月期：1,175百万円、2024年3月期：2,470百万円を上限に残額を充当）

（注）手取概算額は有価証券届出書提出時における想定仮条件（1,100円～1,400円）の平均価格（1,250円）を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、効率的な事業運営による資本利益率の向上を図りつつ、つぎのアタリマエとなる事業を創出し拡大を図っていくことを経営の重要課題

として位置づけています。現時点では、当社グループは成長力を維持するために、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は今後の事業拡大のための内部留保の充実を図る方針です。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針です。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、当社グループの経営方針に沿って、将来の事業規模の拡大と経営基盤の強化のための財源として活用してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

現時点では事業拡大と事業の効率化のための内部留保の充実等を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に資金を充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点において具体的な内容は決定しておらず、今後検討する予定であります。

(4) 過去2決算期間の配当状況

	2020年3月期	2021年3月期
基本的1株当たり当期利益又は当期損失(連結)	△7.79円	7.26円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)
配当性向(連結)	—	—
親会社所有者帰属持分当期利益又は当期損失率(連結)	△10.67%	7.21%
親会社所有者帰属持分配当率(連結)	—	—

(注) 1. 上記指標は、国際会計基準により作成しています。

2. 基本的1株当たり当期利益又は当期損失(連結)は、親会社の所有者に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算出しております。

3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、配当性向(連結)及び親会社所有者帰属持分配当率(連結)については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 親会社所有者帰属持分当期利益率(連結)は、親会社の所有者に帰属する当期利益又は当期損失を親会社所有者帰属持分(期首・期末の平均)で除した数値であります。

5. 当社は2021年9月13日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で株式1株につき1,000株の分割を行っております。基本的1株当たり当期利益又は当期損失(連結)につきましては、2020年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

5. 販売方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

6. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行、上記2.の引受人の買取引受による売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる売出し(これらを併せて、以下、「グローバル・オフERING」とい

う。)に関連して、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しに係る売出人かつ貸株人である投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号、AP Cayman Partners III-I, L.P.、AP Cayman Partners III, L.P.、Japan Fund V, L.P.及びアドバンテッジパートナーズ投資組合67号、引受人の買取引受による国内売出しに係る売出人である柴田 紳及び鈴木 史朗は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後360日目(2022年12月9日)までの期間(以下、「ロックアップ期間①」という。)、当社の株主であるリコーリース株式会社、株式会社ジェーシービー、York Asian Opportunities Investments Master Fund, L.P、Tsunagu Investments Pte. Ltd.、株式会社三井住友銀行、York Japan Focused Master Fund, L.P.、株式会社博報堂DYホールディングス及び株式会社インキュリオン、並びに当社の新株予約権者である東京海上メザニン1号投資事業有限責任組合、税理士法人エスネットワークス及び当社グループ役員175名は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後180日目(2022年6月12日)までの期間(以下、「ロックアップ期間②」といい、「ロックアップ期間①」と併せて以下「ロックアップ期間」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる国内における売出しのために引受人に対して本件株式の貸付けを行うこと、グリーンシュエアオプションの行使に基づく当社普通株式の売却等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、「ロックアップ期間②」中はジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(但し、グローバル・オファリング、株式分割及び当社役員を対象とする業績連動型株式報酬としての当社普通株式の発行(但し、業績連動型報酬として発行される当社普通株式の総数が、当該当社普通株式の発行日前日現在の当社の発行済株式総数(潜在株式数を含む。)の1.0%を超えないことを条件とする。)等を除く。)を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

(注)上記「4.株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は当社新株式発行及び株式売出し等に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2021年11月11日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。